

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会
報告書（骨子案）

平成28年 月 日

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会

目次

はじめに	1
I 特別支援教育に関する最近の動向	2
II 本県および小豆地域の特別支援教育の概況	3
1 特別支援学校の設置状況	3
(1) 学校の配置状況	
(2) 特別支援学校および小豆分室の教育相談体制	
2 障害のある児童生徒の状況	3
(1) 児童生徒数の推移	
(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況	
3 教職員の特別支援教育に関する専門性	4
(1) 特別支援学校免許状保有状況	
(2) 特別支援教育に関する研修等の状況	
III 小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果	6
IV 小豆地域における特別支援教育の現状と課題	7
V 小豆地域の特別支援教育のあり方	8
1 検討にあたっての観点と検討項目	8
2 今後の方向性	8
(1) 障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり	
(2) 各々の学びの場の関連性	
(3) 教育相談の体制づくり	
(4) 教員の専門性	
おわりに	10

はじめに

近年、全国的に特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍している幼児児童生徒は年々増加し、障害の多様化も進んでおり、さらには、通級による指導を受けている児童生徒も増え続けており、本県でも同じような傾向にある。

小豆地域においても、国や香川県全体と同様な傾向で、島内の少子化は進んでいるが、小・中学校の特別支援学級の児童生徒は増加し、障害の多様化も進んでいる。また、通級による指導を受けている児童も増加している。

現在、小豆地域における特別支援教育は、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室における指導、平成20年4月に設置した肢体不自由を対象にした高松養護学校の小豆分室が、障害のため通学して教育を受けることが難しい児童生徒に対して家庭に出向いて行っている訪問教育と、地域におけるセンター的機能の役割として、教育相談を担っている。

障害の程度が特別支援学校の就学基準に相当する児童生徒は、島内に特別支援学校がないため、島から長時間かけて通学したり、親元から離れ、それぞれの学校の寄宿舎に入ったりして、児童生徒、保護者共ども、精神的、経済的に大きな負担となっている。

また、高松養護学校の小豆分室は、センター的機能の役割を果たすため、知的障害等も対象にして、小・中学校等や保護者からの教育相談を行っているが、相談件数の増加や相談内容の多様化により、教育相談への対応が課題となっている。

こうした課題への対応策を幅広く検討するにあたり、学識経験者や教育関係者等から、小豆地域の特別支援教育のあり方について専門的な視点からの意見を聴くための検討委員会を設置した。

検討に当たっては、特別支援教育に関する最近の国の動向や、小豆地域において障害のある児童生徒の状況や保護者の特別支援教育に関する意見に留意しながら、障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり、各々の学びの場の関連性、教育相談の体制づくり、教員の専門性などについて議論が行われ、委員それぞれの立場から、様々な意見が出された。

ここに検討結果を次の通り取りまとめ、報告するものである。

小豆地域の特別支援教育のあり方検討委員会

I. 特別支援教育に関する最近の動向

○国の動向

・「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、国内法を整備。

「障害者の権利に関する条約」の教育分野に関しては、障害のある児童生徒も可能な限り障害のない児童生徒と一緒に学ぶインクルーシブな教育制度の構築が提起された。

平成24年7月、文部科学省では、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」において審議された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が出された。

報告の中で、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要である。インクルーシブ教育システムにおいては、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要で、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると記されている。

平成25年6月に障害者差別解消法が制定（施行は平成28年4月）され、障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮の提供が定められた。

平成25年9月に学校教育法施行令の一部を改正する政令が施行され、特別支援学校の就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとされた。

○県の動向

平成28年3月、香川県教育委員会は、新しい「香川県教育基本計画」を策定し、すべての学校での特別支援教育の推進に取り組んでいる。

また、障害者差別解消法の施行を踏まえて、平成28年3月、香川県教育委員会における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定した。

II. 本県および小豆地域の特別支援教育の概況

1. 特別支援学校の配置状況

(1) 学校の配置状況

本県の特別支援学校は、県立として、視覚障害を対象とする特別支援学校1校（盲学校）と聴覚障害を対象とする特別支援学校1校（聾学校）、肢体不自由を対象とする特別支援学校1校（高松養護学校）、病弱を対象とする特別支援学校1校（善通寺養護学校）、知的障害を対象とする特別支援学校4校（香川東部養護学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、香川西部養護学校）の合計8校が設置されている。また、香川大学教育学部附属の知的障害を対象とする特別支援学校（香川大学教育学部附属特別支援学校）1校をあわせて9校が設置されている。

肢体不自由を対象とする高松養護学校には、小豆島に訪問教育と教育相談機能をもたせた小豆分室を設置している。

(2) 特別支援学校および小豆分室の教育相談体制

各特別支援学校には、地域のセンター的機能の役割として、相談センターを設置している。教育相談や連携訪問等により、近隣の小・中学校等や保護者に対して、専門性を活かした支援を積極的に行っている。平成27年度の連携訪問での相談件数は、特別支援学校8校で、186件であった。

高松養護学校の小豆分室の教育相談については、知的障害等も対象にして、小・中学校等や保護者からの教育相談を行っている。平成27年度の相談件数は80件であった。

2. 障害のある児童生徒の状況

(1) 児童生徒数の推移

本県の障害のある児童生徒数は、特別支援学校、特別支援学級ともに増加しており、平成28年度は、特別支援学校で1,191人、特別支援学級で1,684人となっている。これは、10年前の平成18年と比べると、特別支援学校で1.2倍、特別支援学級で1.9倍である。通級指導教室は、平成28年度は309人であり、学習障害等が通級による指導の対象となった平成19年と比較すると8倍になっている。

障害種別で見ると、特別支援学校では知的障害が特に増えており、特別支援学級では自閉症・情緒障害と知的障害の学級が増えている。平成28年度は、特別支援学校の知的障害の幼児児童生徒は873人で、10年前の平成18年の1.3倍、特別支援学級の自閉症・情緒障害は749人で、10年前の2.7倍、知的障害は752人で、10年前の1.6倍ある。

小豆地域の障害のある児童生徒数は、特別支援学校は平成26年度より減少し続け、平成28年度は17人である。小・中学校の特別支援学級は、特に知的障害と自閉症・情緒障害の児童生徒数が増加しており、平成28年度は78人である。これは、平成18年と比べると2.6倍となっている。通級指導教室は、平成21年度より増え続け、平成28年は33名で、通級指導教室を小豆島に開設した平成21年度と比較すると

4倍になっている。

また、小・中学校の特別支援学級には、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の者が在籍しており、小豆地域では、平成28年度は17人で、ここ数年は増加傾向にある。

(2) 特別な支援を必要とする児童生徒の進路状況

本県における平成27年度の特別支援学校高等部卒業生153人の進路状況は、就職36人、進学9人、施設入所・通所106人、その他2人である。多くは、施設や作業所への通所や入所が多い。

本県における平成27年度の小学校と中学校の特別支援学級卒業者の進路状況は、小学校で、中学校の通常学級に進学した者19名、特別支援学級に進学した者104名、特別支援学校の中学部に進んだ者43名で、特別支援学級に進学した者が多かった。中学校では、高等学校に進学が92名、特別支援学校高等部に64名、その他が5名であり、高等学校に進学する者が多いが、小学校と比べると、特別支援学校に進む者が増えてくる。

小豆地域出身者については、平成23年度から27年度の5年間の合計であるが、20人中で3名が島内での就職で、施設入所・通所が17人である。17人については、島内の施設に13人、島外の施設に7人が通所もしくは入所している。

小豆地域における平成25年から平成27年度の3年間の小学校と中学校の特別支援学級卒業者の進路状況は、小学校で、中学校の通常学級に進学した者2名、特別支援学級に進学した者11名、特別支援学校の中学部に進んだ者4名で、特別支援学級に進学した者が多かった。中学校では、高等学校に進学が9名、特別支援学校高等部に2名、その他が1名であり、高等学校に進学する者が多い。

3. 教職員の特別支援教育に関する専門性

(1) 特別支援学校免許状保有状況

本県の特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、平成27年度は78.9%で、これは、全国平均の74.3%を上回っている。平成23年度より、保有率は76~79%で推移している。

一方、特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状保有率は、全国平均は、平成26年度で、小学校32.4%、中学校26.4%である、本県においても、同様な傾向である。

(2) 特別支援教育に関する研修等の状況

特別支援教育に関する研修については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員に対しては、初任者研修、教職5年、10年、20年の研修には必ず、特別支援教育の研修の時間を設けている。また、新任の校長、幼稚園長や教頭、教務主任の研修会においても、研修の時間を設けている。

また、特別支援教育コーディネーターや特別支援学級や通級指導教室を担当している教員を対象としての研修も行っている。

さらに、特別支援教育の専門性を高めてもらうために、小学校や特別支援学校等の教員を、香川大学の教職大学院や教育学部特別支援教育教室「すばる」へ1年間、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所へ2か月間、派遣している。

III. 小豆地域の特別支援教育に関する保護者意識調査結果

○調査の方法

小豆地域の特別支援教育のあり方を検討するにあたり、小豆地域の障害のある幼児児童生徒の保護者の特別支援教育に関する意識調査を行った。

意識調査の方法は、県教育委員会の担当者が保護者と個別に面談して聞き取りを行った。調査対象者は、土庄町と小豆島町在住で障害のある幼児児童生徒を養育する保護者から抽出した43人とした。内訳は、特別支援学校に在籍している児童生徒の保護者9名、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者26人。通級指導教室に在籍している児童生徒の保護者4人、就学前幼児の保護者4人である。

主な聞き取りの内容は、現在、通っている学校・園での教育に関することと、今後、学校・園を卒業・卒園した後の就学、就労先に関することの2点である。

○調査結果

調査結果では、小豆地域の学校で取り組んでほしいことについては、将来の自立に向けて生活に結びついたことを教えてほしいや、特別支援教育に関する専門性を高めるとともに蓄積してほしいとの意見がでた。

島内に特別支援学校ができた場合の就学先の希望については、島内の特別支援学校を希望するが12人、島内の特別支援学校は、選択肢の一つであるが10人、島内に特別支援学校があったほうが良いが4人、島外の特別支援学校へ進学するが6人、通常学校へ行くが2人であった。

このうち、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の者に限ると、24人中、島内の特別支援学校を希望するが8人、島内の特別支援学校は、選択肢の一つであるが9人、島内に特別支援学校があったほうが良いが1人、島外の特別支援学校へ進学するが5人、通常学校へ行くが1人であった。

島内に特別支援学校ができた場合に望むことは、通常の学校の子どもや地域の方とも交流が常にできるような所に設置してほしい。特別支援教育の専門性がある教員が多くいてほしい。いつでも相談できる場になってほしい。また、障害種に対応できる施設や設備を整備してほしいという意見があった。

高等学校段階の卒業後の進路については、島内の就労場所や事業所がどれだけあるのかが不安であり、少ないのであれば、島外に就職しなければならないという声が多かった。

IV 小豆地域における特別支援教育の現状と課題

○ 障害のある特別な支援が必要な児童生徒の増加

近年、全国的に、障害のある特別な支援が必要な児童生徒が増えており、小豆地域でも、知的障害、情緒・自閉症、病弱の特別支援学級や、発達障害などの通級指導教室の児童生徒が増えており、小・中学校等におけるこうした児童生徒への特別支援教育の充実とともに、特別支援学校のセンター的機能が求められている。

○ 教育相談の体制

小豆地域における特別支援教育は、小・中学校の特別支援学級、通級指導教室における教育のほかに、平成20年4月に、肢体不自由対象の高松養護学校の小豆分室が設置され、重度障害の児童生徒の家庭に向いて行う訪問教育と、特別支援学校の地域におけるセンター的機能として、知的障害等も対象にして小・中学校等や保護者からの教育相談を行っているが、障害のある児童生徒の増加に伴って、教育相談の件数の増加や、発達障害に関する相談などの相談内容の多様化により、現在の小豆分室の体制から、こうした教育相談への対応が課題となっている。

○ 小・中学校における特別支援教育の専門性

小・中学校の特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒が増加しており、特別支援学級には、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の者も在籍しており、保護者意識調査でも、教員の特別支援教育の専門性の向上が求められている。

○ 児童生徒や保護者の負担

小豆地域には小豆分室の訪問学級しかないために、障害のある特別な支援が必要な児童生徒は、地元の小・中学校の特別支援学級に在籍したり、島から出て高松養護学校や香川中部養護学校などの特別支援学校に在籍しており、島外の特別支援学校に在籍している児童生徒は、島から長時間かけて通学するか、親元から離れ、それぞれの学校の寄宿舎に入ったりしており、児童生徒、保護者共ども、精神的、経済的に大きな負担となっている。

V 小豆地域の特別支援教育のあり方

1. 検討にあたっての観点と検討項目

小豆地域における特別支援教育の現状と課題から、障害のある児童生徒の状況や、保護者のニーズ等に留意しながら、次のような観点から検討した。

- ・教育的ニーズに応える指導を提供できる連続性のある多様な学びの場の観点
- ・小豆地域の特別支援教育体制（教員の専門性、教育相談体制）の観点
- ・保護者のニーズや負担軽減の観点

検討にあたっては、大きく次の4項目について検討した。なお、これらの検討項目は相互に関連していることから、関連付けて検討した。

①障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり

小豆地域の特別支援教育については、現状の教育体制では十分にニーズに応えられていないことから、特別な支援が必要な児童生徒の学びの場と体制についてどのような教育体制が必要であるかについて検討し、学びの場の体制として特別支援学校の必要性や、特別支援学校を作る場合には、対象障害種や設置学部等の構成としてどのような学校が望ましいのかについて検討した。

②各々の学びの場の関連性

障害のある子とない子の交流や共同学習をどのように進めていくかについて、特別支援学校をつくる場合の小・中学校等との連携等について検討した。

③教育相談の体制づくり

増加している教育相談に対応するためには、現在の小豆分室の体制では十分でないことから、どのような教育相談の体制が必要であるかについて検討し、特別支援学校のセンター的機能の役割や小・中学校の教員の専門性の向上について検討した。

④教員の専門性

小・中学校の特別支援学級の教員の専門性の向上を図る必要があることから、島の資源の活用と地域での人材育成や特別支援学校と小・中学校との人事交流について検討した。

2. 今後の方向性

①障害のある児童生徒の学びの場の体制づくり

- 障害のある児童生徒の学びの場として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意することが重要である。
- 小豆地域の小・中学校の特別支援学級には、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する特別支援学校相当の児童生徒が在籍しており、専門性や保護者の負担軽減の観点から、そうした児童生徒の学びの場の一つとして、小豆地域への特別支援学校の設置について検討を進める必要がある。

- 特別支援学校の形態については、小豆地域における障害のある児童生徒の状況を踏まえて検討していく必要があり、対象障害種については、できるだけ全ての障害種に柔軟に対応できる観点から検討することが必要である。また、学習集団の確保の観点や費用面も踏まえて検討する必要がある。
- 設置する学部については、義務教育に該当する小・中学部の設置は必要である。中学部を卒業した軽い障害の子どもなどについては、卒業後の進路を考えると、選択肢として、島内と島外での学びの場を検討していく必要があり、重度重複で、島から出ることが難しい子どもについては、島内でふさわしい学びの場の設置を検討していくことが求められる。
- 就学前の幼児については、保護者意識調査からも同年齢の子どもたちと一緒に学びたい意向が多くあり、学習集団の面からも、地元の幼稚園で学ぶことが望ましい。

②各々の学びの場の関連性

- インクルーシブ教育システムの観点から、障害のある子どもとない子どもの交流や共同学習は大切であり、特別支援学校を設置する場合でも、小・中学校との交流や共同学習を積極的に進める必要があることから、その設置場所については、小・中学校との交流や共同学習を行いやすい場所を選定することが望ましい。
- また、障害のある子どもとない子どもの交流や共同学習については、地元町と連携していくことが必要である。

③教育相談の体制づくり

- 増加している小豆分室の教育相談に対応するため、当面の対応として、本校の高松養護学校やその他の特別支援学校のセンター的機能の活用や、小豆分室の相談機能の充実について検討していく必要がある。
- 小豆分室のセンター的機能の役割として、町とも連携して、小・中学校の教員の専門性を育てる観点で行う必要がある。

④教員の専門性

- 小・中学校における教員の特別支援教育に関する専門性の向上については、継続性の観点から、島内の資源を積極的に活用していくことが望ましく、専門の研修を受けた専門性の高い教員の有効な活用や、県立の特別支援学校と町立の小・中学校の教員の人事交流を専門性向上の観点から進めていく必要がある。
- 特に、発達障害の児童生徒への教員の専門性を上げていく取組みが求められており、県と町が協力して、計画的な研修を行うことなどにより、専門性を向上させる必要がある。

おわりに

本検討委員会は、小豆地域において障害のある特別な支援が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、島内の障害のある児童生徒の実態や保護者のニーズの把握など、島内の特別支援教育の状況を調査しながら、小豆地域の特別支援教育のあり方について、様々な観点から検討を行った。

小豆地域の特別支援教育については、保護者意識調査ではその専門性への期待が大きくあり、現在の教育体制では、保護者のニーズに十分に答えられていない現状があることから、小豆地域の特別支援教育の充実を図っていく上で、障害のある特別な支援が必要な児童生徒の多様な学びの場の整備について検討していく必要があり、児童生徒の状況を踏まえながら、検討の中で示された学びの場の一つである特別支援学校の設置に向けた取り組みを進めるのが望ましいと考える。

障害のある子どももいない子どもも小豆島で生まれて良かったと思える子どもたちを、地域でしっかりと育てていくことができるように、より良い特別支援教育を、県と町が一緒になって進めていくことが大事である。